

令和8年7月7日

質疑応答書（燃料費調整額に関すること）

1.業務名 那珂川市公共施設電力需給

2.需要場所 26施設

質疑		応答	
1	当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が燃料費(等)調整の見直しを伴う料金見直しをした場合、割引率を変えずに同等の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議いただけますか。	1	協議可能です。
2	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承くださいいただけますでしょうか。	2	差し支えありません。
3	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	3	協議可能です。

令和8年7月7日

質疑応答書（燃料費調整額に関すること）

- 1.業務名 那珂川市公共施設電力需給
2.需要場所 26施設

質疑		応答	
4	よくある質疑3ページNo.4について、九州地区の一般電気事業者が定める燃料費調整単価を電気料金へ反映し、その際の契約単価の見直しについては協議の対象となるものの、実際に契約単価が変更されるかどうかは協議結果によるという認識で相違ございませんでしょうか。	4	契約単価の見直しを自動的に反映することはできないため、協議を必要としています。 契約内容の変更の際には、変更契約書、協議書等が必要となります。